

本学教員による研究不正について

1. 経緯・概要

2023年11月2日 受付窓口である監査室への告発を確認（1つ目）。

同月7日 事案の内容が明示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されたため、告発を受理。

同月28日 受付窓口である監査室への告発を確認（2つ目）。

同日 事案の内容が明示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されたため、告発を受理。

- ・ 告発対象不正行為の態様：「盗用」
- ・ 告発内容：被告発者が発表した論文に、海外で公表された先行研究からの数多くの「引き写し」が確認される（いずれの告発者も同趣旨の告発内容である）。

2. 調査

2-1. 調査体制（東京理科大学研究不正調査委員会規程第3条）

委員長	井手本 康	東京理科大学	創域理工学部	教授（副学長）	（内部委員）
委員	坂田 英明	東京理科大学	理学部第一部	教授（副学長）	（内部委員）
委員	札野 順	早稲田大学	大学総合研究センター	教授	（外部委員）
委員	飯塚 卓也	森・濱田松本法律事務所		弁護士	（外部委員）

2-2. 調査内容

（1）調査期間

令和6年3月21日（木） ～ 令和6年8月22日（木）

（2）調査対象

①調査対象論文

調査対象者が発表した人文科学系論文4編

②調査対象者

本学教員（教授）1名

（3）調査方法・手順

- ・ 先行研究（論文）と調査対象論文との比較分析
- ・ 調査対象者及び関係者からの聞き取り（ヒアリング）調査 等

2-3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

- ① 特定不正行為 「盗用」
- ② 特定不正行為以外の不正行為 なし

(2) 認定した論文等

告発された 4 編の論文のうち、3 編の論文につき、特定不正行為（盗用）を認定した。

(3) 不正行為に係る研究者

2-2 (2) ②と同じ。

(4) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

告発された 4 編の論文のうち、3 編の論文においては、それぞれ依拠したと認められる各先行論文と、その相当部分において共通しているものの、当該部分に注番号を付して当該先行論文の該当箇所から引用したことを示すなどの適切な表示を行っていない部分が散見される。また、当該部分の中には、先行論文の意見・評論にわたる部分について、そのまま引用する又はごくわずかな改変を加えるのみにとどまっている部分も複数認められ、調査対象者が引用のルールを認識、理解した研究者であることを踏まえれば、各先行論文の著者の意見・評論を自らの意見・評論かのように記載するために、あえて引用符等の引用であることを明確化する対応をしなかったとの評価を免れない。

以上により、上記論文 3 編について、調査対象者において、他の研究者の論文を、適切な表示なく流用する行為であって、故意による「盗用」と認定した。

3. 関連論文に係る追加調査

(1) 追加調査実施の経緯

2 記載の調査の結果、1 記載の告発があった論文以外にも、調査対象者が発表した人文科学系論文について同種の研究不正行為が疑われたため、「東京理科大学における公正な研究活動の推進に関する規程」の定めを踏まえて、当該研究不正行為の有無についての追加調査を実施した。

(2) 追加調査の結果

調査対象者が発表した人文科学系論文 12 編のうち 2 編について、盗用を認定した。

なお、盗用を認定した論文 2 編を含む 12 編の追加調査対象論文は、いずれも科研費等の公的研究費によるものではない。

(3) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

2-3 (4) と同様。

4. 研究機関が行った措置

今後、最終的な処分等につき、本学の懲戒に関する規程に則って行われる予定である。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

上記で認定された「盗用」は、調査対象者の研究倫理に対する認識の低さと規範意識の欠如が要因であると言わざるを得ない。

なお、調査対象者の「盗用」につき、特に他の関与者は認められず、また、他者の言動等が原因として寄与したとも認められない。

(2) 再発防止策

本学の懲戒に関する規程に則って厳正な処分を行い、調査対象者本人の反省と、再度同じ過ちは犯さないという確固たる意思の形成を促すとともに、以下のとおり、学内の研究者に対して本件を踏まえた注意喚起を行う。

- 学長、副学長、学部長・研究科長が出席する会議において、各学部・研究科に改めて研究倫理についての遵守の徹底を依頼し、教授総会等を通じた全教員への周知を行う（会議後も会議資料等を学内ポータルサイトに掲載し、教育職員誰もがいつでも閲覧できる状態とする。）。

加えて、従前から行っている学内での研究公正に関わる倫理研修について、以下のとおり、一層の強化を行う方針である。

- 部局単位での研究倫理に関する研修システムの強化（研究倫理に関する単元の項目を増やすことを検討）

以上